

信州大学「大学間交流協定に基づく交換留学派遣プログラム」募集要項

2026 年前半出発分

1. 主旨・目的

信州大学の大学間交流協定に基づく学生交流により、派遣先大学との親善を深め、相互交流の拡大と本学のプレゼンス向上に寄与するとともに、外国の地での生活・修学等の実体験を通じて、グローバル社会に対応できる国際感覚、語学力、異文化理解能力等を涵養することを目的とする。

2. 募集概要

(1) 募集対象校

2026 年 1 月 1 日より 2026 年 6 月末までの時期に第 1 学期が始まる協定校、および 2025 年 7 月 1 日より 2025 年 12 月末までの時期に第 1 学期が始まる協定校のうち前回募集で派遣枠に空席がある協定校（別紙「派遣対象校一覧」参照）

(2) 派遣期間

2026 年 1 月 1 日より 2026 年 6 月末までの時期に第 1 学期が始まる協定校は 1 年以内（最低 1 セメスター以上）、2025 年 7 月 1 日より 2025 年 12 月末までの時期に第 1 学期が始まる協定校は半年以内（最低 1 セメスター以上）

(3) 募集人員

原則として、各協定校との協定に基づく人数（別紙「派遣対象校一覧」参照）

(4) 募集対象

本学学部および大学院に在籍する正規学生

3. 応募資格

- (1) 申請時から留学期間終了時まで本学に在籍していること。（留学期間中の休学は不可）
- (2) 留学希望先大学の語学要件として指定された語学試験の証明書および成績通知書が提出されること。
- (3) 語学要件を課さない大学を希望する場合は、TOEFL-iBT 41 点以上または TOEFL-ITP 437 点以上または IELTS 5.0 以上または TOEIC 550 点相当以上の英語力を有していること。
- (4) 本人および保証人連署による同意書が提出されること。
- (5) 以下のような活動により、交換留学の促進に貢献する意思のあること。

留学中： 信州大学の学生や関係者に、留学先での生活の様子や派遣先大学の状況等を伝える。派遣先大学において信州大学への留学を希望する学生を支援する。

帰国後： 各種報告書作成や留学促進イベントへの参加協力等により、留学希望者を支援する。

4. 派遣条件

- (1) 留学期間中の授業料を本学に納入すること。

協定校での授業料は交流協定に基づき不徴収、その他の経費（各種準備経費、渡航費、査証申請、現地での宿舍費および医療費、海外旅行（留学）保険・危機管理サービスへの加入費等）は本人負担とする。

- (2) 本学が指定する海外旅行（留学）保険・危機管理サービスに加入すること。
- (3) 出発までに実施されるガイダンス、帰国後の報告会等へ必ず参加すること。

5. 選考基準

- (1) 派遣先協定校の求める成績および語学要件を満たしていること。
- (2) 所属学部・研究科の推薦を得られていること。
- (3) 申請書類および面接試験において、合格基準を満たすこと。
- (4) なお、『(3) 申請書類および面接試験』の評価項目は以下の通り。
 - ① 留学の目的と目標が明確であり、大学間交換留学として妥当であること
 - ② 進路・キャリアプランが明確であり、留学経験を将来に活かす意欲があること
 - ③ 留学先の情報収集を行っており、十分な学習意欲と計画があること
 - ④ 派遣先大学との親善、相互交流拡大に貢献する意欲があること
 - ⑤ 異文化の中で学習および生活する適応力があること

6. 申請書類

申請書類 (2) ～ (4) の様式は以下よりダウンロードすること。

[資料様式](#)

- (1) 申請書 ([Google フォーム](#)) 【大学間交換留学】00_申請書
- (2) 様式 1_申請書 (別紙) :
必要事項を記入し、所属学部/研究科の指導教員に相当する教員 (1 年生はクラス担任) による確認を受けること。
- (3) 様式 2_推薦書 :
(1) (2) の申請書の確認を受ける教員に記入を依頼すること。記入いただいた推薦書は提出期限までに所属学部の学務係に預けていただくよう依頼すること。
- (4) 様式 3_同意書 :
本人および保証人の署名・捺印要。
- (5) 成績通知書 :
直近のもの (証明書発行機で入手可能)
- (6) 健康診断書 :
原則 1 年以内の本学総合健康安全センター発行のもの (証明書発行機で入手可能)。
本年度の大学定期健診を受診していない者は原則 1 年以内に医療機関で発行された健康診断書。
(健康診断書の発行が間に合わない場合はグローバル化推進センターへ問い合わせること)
- (7) 語学能力証明書 :
 - ① 留学希望先大学の語学要件として指定された語学試験の証明書の写し
 - ② 英語の語学能力証明書の写し (語学要件を課さない大学を希望する場合のみ)※提出期限日までに公式スコアレポートが入手できない場合は、オンラインスコア確認ページを仮書類として提出し、スコアレポートが届き次第、写しを提出すること。

7. 提出期限および提出先

提出先 : グローバル化推進センター

提出期限 : 2025 年 5 月 30 日 (金) 17:00

提出方法 : [Google フォーム](#)

同意書は後日原本の提出について案内するので、保管しておくこと

8. 出発までのスケジュール（概略）

5月30日（金）17:00	申請受付締切
6月20日（金）	各学部・研究科にて推薦可否の審査
6月23日（月） ・24日（火）・25日（水）	グローバル化推進センターにて書類審査・面接選考
7月下旬	信州大学教育・学生支援機構グローバル信州推進本部会議において審議、派遣候補者を決定
8月上旬	各学部/研究科および申請者に結果通知、各協定校へ推薦連絡
8月	第1回派遣前ガイダンス実施（参加必須）
9～11月頃	各派遣先大学への入学許可申請書類提出期限
11～12月頃	派遣先大学から入学許可書受領・査証申請等の渡航手続き開始
1月頃	第2回派遣前ガイダンス実施（参加必須）
1月以降	出発

9. 選考について

- （1）選考委員は、グローバル化推進センターが指名する。必要に応じて、交流協定締結以来の経緯と協定校の事情を考慮した教員に依頼することもある。
- （2）選考は、選考基準に則っておこなう。選考における成績、語学、書類・面接審査の総合点の高い学生より派遣先希望順に推薦する。推薦案は信州大学教育・学生支援機構グローバル信州推進本部会議に付議する。
- （3）面接選考は、指定の時間に受験しない場合原則として失格となる。体調不良等により欠席する場合は、グローバル化推進センター担当者宛に直接メールにて連絡すること。

10. 応募にあたっての注意

- （1）派遣先大学からの入学許可をもって最終的な派遣決定となるため、学内推薦決定後であっても、派遣が保障されている訳ではない。また、査証（ビザ）取得等の渡航手続きは派遣者本人の責任において行うこと。
- （2）学内推薦決定後であっても、著しく学力が低下した場合、または素行不良（手続き・連絡の滞り等を含む）が認められる場合には派遣を取り消される場合がある。
- （3）留学期間中の身分は「休学」ではなく「留学」となり、留学期間は本学在学期間に算入される。
- （4）協定校で取得した単位が自動的に信州大学の単位に互換される訳ではない。単位認定の可否は派遣学生の所属学部・研究科の判断に委ねられているため、単位互換を希望する者は事前に確認を行うこと。なお、外国人学生の場合は、日本における在留資格「留学」を維持するために派遣先大学で取得した単位が信州大学の単位に互換されることが必要であるため、十分留意すること。
- （5）外国人学生の申請にあたっては、日本の在留資格の維持に十分留意し、留学期間中のみならず帰国後も信州大学での学業を継続することに支障のないよう、各自の責任において必要手続きを行うこと。
- （6）留学中に関わる費用について保証人ともよく相談したうえで、経済的な裏づけをもって応募すること。
- （7）大学院レベルの科目履修を希望する場合は、学部レベルとは条件が異なる場合があるため、グローバル化推進センターに相談すること。また大学院生の交換留学については、留学先での学習が概ね半分以上大学院レベルの学習となるよう計画すること。
- （8）派遣先国・地域の情勢や派遣大学の事情により、派遣条件や派遣可否が変更される場合がある。

11. 問い合わせ先

信州大学グローバル化推進センター（GEC） 松本キャンパス 共通教育第1講義棟（南校舎）2階
交換留学に関する問合せフォーム < <https://forms.gle/88w2AfrE6Rzwer019> >